

第十条第一項第四号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 第七条の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる金銭については、そのみなされる基因となつた財産の種類に依じ、この条に規定する場所

第十条第一項第八号を同項第十号とし、同項第七号中「第二条第二項」及び「第二条第十三項」の下に「(定義)」を加え、「引受」を「引受け」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 保険金については、その保険の契約に係る保険会社の本店又は主たる事務所の所在

六 退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（政令で定める給付を含む。）については、当該給与を支払つた者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在

第十条第三項中「贈与者」を「贈与をした者」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改める。

第十一条中「本節」を「この節及び第三節」に、「因り」を「より」に、「当該総額」を「当該相続税の総額」に改める。

第十一条の二第一項中「因り」を「より」に、「第一条第一号」を「第一条の三第一号又は第二号」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「第一条第二号」を「第一条の三第三号」に改める。

第十二条第一項第一号中「第七条」の下に「(皇位に伴う由緒ある物)」を加える。

第十三条第一項中「本条」を「この条」に、「因り」を「より」に、「第一条第一号」を「第一条の三第一号又は第二号」に、「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「第一条第二号」を「第一条の三第三号」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号及び第五号中「外、」を「ほか、」に改め、同条第三項中「但し」を「ただし」に、「同条第一項第三号」を「同号」に改める。

第十四条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に、「印紙税の税額」を「印紙税その他の公租公課の額」に改める。

第十五条第一項中「以下次条」を「次条」に改め、同条第二項中「第五編第二章」の下に「(相続人)」を加え、同条第三項第一号中「第八百七十七条の二第一項」の下に「(特別養子縁組の成立)」を加える。

第十六条中「第九百条」の下に「(法定相続分)」を、「第九百一条」の下に「(代襲相続分)」を加

え、「率を」を「税率を」に改め、同条の表を次のように改める。

千万円以下の金額	百分の十
千万円を超え三千万円以下の金額	百分の十五
三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の三十
一億円を超え三億円以下の金額	百分の四十
三億円を超える金額	百分の五十

第十七条中「因り」を「より」に改める。

第十八条中「その者又はその」を「当該被相続人の」に改め、「失つたため」の下に「代襲して」を加え、「その者の」を「当該被相続人の」に改め、「（当該金額がその者に係る相続税の課税価格に相当する金額に百分の七十の割合を乗じて算出した金額を超える場合には、当該割合を乗じて算出した金額）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の一親等の血族には、同項の被相続人の直系卑属が当該被相続人の養子となつている場合を含ま

ないものとする。ただし、当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失つたため、代襲して相続人となつている場合は、この限りでない。

第十九条の二第一項第二号イ中「第九百条」の下に「(法定相続分)」を加え、同条第三項中「国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書(以下「期限後申告書」という。)」を「期限後申告書」に、「同法第十九条第三項に規定する修正申告書(以下「修正申告書」という。)」を「修正申告書」に改め、同条第五項中「国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正(以下「更正」という。)」又は同法第二十五条の規定による決定(以下「決定」という。)」を「更正又は決定」に改める。

第十九条の三第一項中「第一条第二号」を「第一条の三第三号」に改め、同条第一項において同じ」を削り、「第五編第二章」の下に「(相続人)」を加え、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「因り」を「より」に、「際に第一項」を「際に同項」に改める。

第十九条の四第一項中「取得した者」の下に「(第一条の三第二号又は第三号の規定に該当する者を除

く。」を加える。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「本条」を「この条」に、「因り」を「より」に、「を取得したこと」を「(当該第一次相続に係る被相続人からの贈与により取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産を含む。）」を取得したこと」に、「財産につき」を「財産(当該第一次相続に係る被相続人からの贈与により取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産を含む。）」につき「以下第一号及び次項」を「第一号」に改め、同項第一号中「以下」を削り、「因り」を「より」に、「財産の価額(相続税の課税価格計算の基礎に算入された部分に限る。）」から「財産(当該第一次相続に係る被相続人からの贈与により取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産を含む。）」の価額(相続税の課税価格計算の基礎に算入された部分に限る。）」から「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「因り」を「より」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条中「本条」を「この条」に、「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第二十条の二とする。

第二章第二節中第二十一条の二の前に次の一条を加える。

(贈与税の課税)

第二十一条 贈与税は、この節及び次節に定めるところにより、贈与により財産を取得した者に係る贈与税額として計算した金額により、課する。

第二十一条の二第一項中「因り」を「より」に、「因る」を「よる」に、「第一条の二第一号」を「第一条の四第一号又は第二号」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「因る」を「よる」に、「第一条の二第二号」を「第一条の四第三号」に改め、同条第三項中「因り」を「より」に、「因る」を「よる」に、「第一条の二第一号及び第二号」を「第一条の四第一号の規定に該当し、かつ、同条第三号の規定に該当する者又は同条第二号の規定に該当し、かつ、同条第三号」に、「この法律の施行地にあるもの」を「政令で定めるもの」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改める。

第二十一条の三第一項第四号中「第七十八条第三項」の下に「(寄付金控除)」を加え、「表彰するものとして」を「表彰するものとして、」に改め、同項第六号中「第百八十九条」の下に「(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)」を加える。

第二十一条の四第一項中「第一条の二第二号」を「第一条の四第二号又は第三号」に改める。

第二十一条の六第二項中「贈与者」を「贈与をした者」に改め、同条第三項及び第四項中「添附」を「添付」に改める。

第二十一条の七の表を次のように改める。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の四十
千万円を超える金額	百分の五十

第二章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 相続時精算課税

(相続時精算課税の選択)

第二十一条の九 贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の推定相続人（その贈与をした者の直

系卑属である者のうちその年一月一日において二十歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与をした者が同日において六十五歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、この節の規定の適用を受けることができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、政令で定めるところにより、第二十八条第一項の期間内に前項に規定する贈与をした者からのその年中における贈与により取得した財産について同項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前項の届出書に係る贈与をした者からの贈与により取得する財産については、当該届出書に係る年分以後、前節及びこの節の規定により、贈与税額を計算する。

4 その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十五歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合にその年の中途においてその者の養子となつたことその他の事由によりその者の推定相続人となつたとき（配偶者となつたときを除く。）には、推定相続人となつた時前にその者からの贈与により取得した財産については、第一項の規定の適用はないものとする。

5 第二項の届出書を提出した者（以下「相続時精算課税適用者」という。）が、その届出書に係る第一項の贈与をした者（以下「特定贈与者」という。）の推定相続人でなくなつた場合においても、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産については、第三項の規定の適用があるものとする。

6 相続時精算課税適用者は、第二項の届出書を撤回することができない。

（相続時精算課税に係る贈与税の課税価格）

第二十一条の十 相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した財産については、特定贈与者ごとにその年中において贈与により取得した財産の価額を合計し、それぞれの合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

（適用除外）

第二十一条の十一 相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した財産については、第二十一条の五から第二十一条の七までの規定は、適用しない。

（相続時精算課税に係る贈与税の特別控除）

第二十一条の十二 相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産

に係るその年分の贈与税については、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格からそれぞれ次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除する。

一 二千五百万円（既にこの条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額）

二 特定贈与者ごとの贈与税の課税価格

2 前項の規定は、期限内申告書に同項の規定により控除を受ける金額、既に同項の規定の適用を受けて控除した金額がある場合の控除した金額その他財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、第一項の財産について前項の記載がない期限内申告書の提出があつた場合において、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

（相続時精算課税に係る贈与税の税率）

第二十一条の十三 相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産

に係るその年分の贈与税の額は、特定贈与者ごとに、第二十一条の十の規定により計算された贈与税の課税価格（前条第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除後の金額）にそれぞれ百分の二十の税率を乗じて計算した金額とする。

（相続時精算課税に係る相続税額）

第二十一条の十四 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者及び当該特定贈与者に係る相続時精算課税適用者の相続税の計算についての第十五条の規定の適用については、同条第一項中「（第十条）とあるのは」（第十九条、第二十一条の十五又は第二十一条の十六）と、「同条」とあるのは「これら」とする。

第二十一条の十五 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者については、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるもの（第二十一条の二第一項から第三項まで、第二十一条の三、第二十一条の四及び第二十一条の十の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額をもつて、相続税の課税価格とする。

2 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者及び他の者に係る相続税の計算についての第十三条、第十八条、第十九条、第十九条の三及び第二十条の規定の適用については、第十三条第一項中「取得した財産」とあるのは「取得した財産及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第三項の規定の適用を受ける財産」と、同条第二項中「あるもの」とあるのは「あるもの及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十八条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、贈与により財産を取得した時において被相続人の一親等の血族であつた場合には、当該被相続人から取得した当該財産に対応する相続税額として政令で定めるものについては、この限りでない」と、第十九条第一項中「特定贈与財産」とあるのは「特定贈与財産及び第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十九条の三第三項中「財産」とあるのは「財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、第二十条第一号中「事由により取得した財産」とあるのは「事由により取得した財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一

条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。」と、同条第二号中「財産の価額」とあるのは「財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）の価額」とする。

3 第一項の場合において、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、相続税額から当該贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

第二十一条の十六 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者については、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを当該特定贈与者から相続（当該相続時精算課税適用者が当該特定贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得したものとみなして第一節の規定を適用する。

2 前項の場合において、特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者及び当該特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者に係る相続税の計算についての第十八

条、第十九条、第十九条の三及び第十九条の四の規定の適用については、第十八条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、贈与により財産を取得した時において被相続人の一親等の血族であつた場合には、当該被相続人から取得した当該財産に対応する相続税額として政令で定めるものについては、この限りでない」と、第十九条第一項中「特定贈与財産」とあるのは「特定贈与財産及び第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十九条の三第三項中「財産」とあるのは「財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、第十九条の四第一項中「該当する者」とあるのは「該当する者及び同条第四号の規定に該当する者（当該相続に係る被相続人の相続開始の時においてこの法律の施行地に住所を有しない者に限る。）」とする。

3 第一項の規定により特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税価格に算入される財産の価額は、同項の贈与の時における価額による。

4 第一項の場合において、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、相続税額から当該贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞

税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。)に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

(相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等)

第二十一条の十七 特定贈与者の死亡以前に当該特定贈与者に係る相続時精算課税適用者が死亡した場合には、当該相続時精算課税適用者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該相続時精算課税適用者が有していたこの節の規定の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継する。ただし、当該相続人のうちに当該特定贈与者がある場合には、当該特定贈与者は、当該納税に係る権利又は義務については、これを承継しない。

2 前項本文の場合において、相続時精算課税適用者の相続人が限定承認をしたときは、当該相続人は、相続により取得した財産(当該相続時精算課税適用者からの遺贈又は贈与により取得した財産を含む。)の限度においてのみ同項の納税に係る権利又は義務を承継する。

3 国税通則法第五条第二項及び第三項(相続による国税の納付義務の承継)の規定は、この条の規定により相続時精算課税適用者の相続人が有することとなる第一項の納税に係る権利又は義務について、準

用する。

4 前三項の規定は、第一項の権利又は義務を承継した者が死亡した場合について、準用する。

第二十一条の十八 贈与により財産を取得した者（以下この条において「被相続人」という。）が第二十条の九第一項の規定の適用を受けることができる場合に、当該被相続人が同条第二項の規定による同項の届出書の提出期限前に当該届出書を提出しないで死亡したときは、当該被相続人の相続人（当該贈与をした者を除く。以下この条において同じ。）は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内（相続人が国税通則法第一百七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、政令で定めるところにより、当該届出書を当該被相続人の納税地の所轄税務署長に共同して提出することができる。

2 前項の規定により第二十一条の九第二項の届出書を提出した相続人は、被相続人が有することとなる同条第一項の規定の適用を受けることに伴う納税に係る権利又は義務を承継する。この場合において、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 第一項の規定により第二十一条の九第二項の届出書を提出することができる被相続人の相続人が当該届出書を提出しないで死亡した場合には、前二項の規定を準用する。

第二十二条中「定の」を「定め」に、「外、」を「ほか、」に、「因り」を「より」に改める。

第二十三条中「第二百六十九条ノ二第一項」の下に「(地下又は空中の地上権)」を加え、「掲げる」を「定める」に改める。

第二十四条第一項第三号中「年令」を「年齢」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「受け」を「受け、」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第四項及び第五項中「基く」を「基づく」に改める。

第二十六条を削る。

第二十六条の二中「因り」を「より」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十六条の三を第二十六条の二とする。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 申告、納付及び還付

第二十七条第一項中「遺贈」の下に「(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この条において同じ。)」を、「取得した者」の下に「及び当該被相続人に係る相続時精算課税適用者」を加え、「その被相続人」を「当該被相続人」に、「第十九条の規定」を「第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定」に、「同条」を「これら」に、「及び第十九条の三から第二十一条まで」を「第十九条の三から第二十一条の二まで及び第二十一条の十四から第二十一条の十八まで」に改め、「その者が」の下に「国税通則法第一百七十七条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出をしないで」を加え、「政令」を「財務省令」に改め、同条第二項中「による」を「により」に、「においては」を「には」に、「以下第四項」を「第五項」に改め、「その者が」の下に「国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしないで」を加え、「政令の」を「政令で」に改め、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「当該各項」を「これらの項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「因り」を「よりに」、「又は第二項」を「第二項」に改め、「含む。」「の下に」又は第三項」を加え、「による」を「により」に改め、「すべきもの」の下に「又は提出することができるもの」を加え、同項を同条第五

項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「による」を「により」に、「においては」を「に」に、「政令」を「財務省令」に、「を添附しなければ」を「その他財務省令で定める書類を添付しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 相続時精算課税適用者は、第一項の規定により申告書を提出すべき場合のほか、第三十三条の二第一項の規定による還付を受けるため、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る相続税の課税価格、還付を受ける税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

第二十八条第一項中「あるとき」の下に「又は当該財産が第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものであるとき」を、「までに」の下に「国税通則法第一百七十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで」を加え、「政令」を「財務省令」に改め、同条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「による」を「により」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 相続時精算課税適用者が年の中途において死亡した場合に、その年一月一日から死亡の日までに第

二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得したとき。

第二十八条第三項中「前条第五項」を「前条第六項」に、「前条第二項」を「同条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 特定贈与者からの贈与により第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を相続時精算課税適用者が取得した場合において、当該特定贈与者が当該贈与をした年の中途において死亡したときは、当該贈与により取得した財産については、第一項の規定は適用しない。

第二十九条第一項中「その者が」の下に「国税通則法第一百七十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで」を加え、「政令」を「財務省令」に改め、同条第二項中「第二十七条第二項から第五項まで」を「第二十七条第二項及び第四項から第六項まで」に改める。

第三十条中「第四号」を「第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限後において第三十二条第一号から第五号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため新たに第二十八条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、期限後申告書を提出するこ